

お 客 様 各 位

リチウムイオン電池およびリチウム金属電池の航空輸送規則の変更について(国際貨物)

平素より JALCARGO をご利用いただきまして、ありがとうございます。

さて、2015 年 1 月 1 日発効の IATA 危険物規則書第 56 版(DGR)において、リチウム電池の取扱いに関する一部規則が改定されます。これに伴いまして、弊社における取り扱いを下記のとおり変更いたしますので、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 取り扱いの変更

包装基準 968 SectionIA, IB, II の全ての分類のリチウム金属電池について、旅客機による輸送が禁止となります。

但し、IATA DGR(航空危険物規則書)56 版 1.2.6 の適用免除を受けて輸送する場合は除きます。

なお、機器同梱(包装基準 969)および機器組込(包装基準 970)で輸送するリチウム金属電池につきましては、引き続き、弊社旅客機での輸送が可能です。

* リチウムイオン電池につきましては、取り扱いの変更はありません。

2. 適用開始日

上記輸送禁止につきましては、**2015 年 1 月 1 日(木)に出発する便から**の適用となります。

3. その他

その他の変更点も含め、取扱い一覧表を改定しましたので、ご参照下さい。(添付 1, 添付 2)

【添付】

添付 1 : リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池の取り扱い一覧表 (UN3480, UN3481)

添付 2 : リチウム金属またはリチウム合金のセル及び組電池の取り扱い一覧表 (UN3090, UN3091)

以上